

人材能力開発事業

対 象

中小企業者

内 容

1 対象

中小企業者等が、自ら又はその従業員の能力開発のため、次に掲げる研修を受講し、又は受講させるものに補助金を交付します。ただし、1人年度1回限りとし、この事業により補助金の交付を受けようとする研修の受講について、国等の給付金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。

- (1) 中小企業大学校の研修
- (2) 長野県産業人材カレッジの研修
- (3) 技能検定のための研修

2 補助額

研修の受講料（1万円未満を除く）に2分の1を乗じた額以内の額（3万円を限度）

留意点

補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

お問い合わせ

産業連携開発課 工業係・雇用促進係 TEL 026-248-9033